



渡島地方本部ニュース

【 発 行 】

自治労渡島地方本部
執行委員長 川村 哲也
〒041-0806
函館市美原 4-6-16
TEL 0138-34-2357
FAX 0138-34-2358

集団的自衛権の行使容認が閣議決定へ！

緊急集会にて、政府へ抗議を行おう！！

政府は、1日午後の臨時閣議で、憲法9条のもとで禁じてきた集団的自衛権の行使を可能とする憲法解釈変更を決定しました。多くの国民が反対し、憲法学者等の有識者が違憲であると懸念を表明しているにも関わらず、国会の議論も得ず与党協議の下で、日本の安全保障政策の大転換を密室により決定を行いました。

このような国民をだまし、また、国民の命をないがしろにする政府に抗議を行うため緊急に下記の集会が開催されます。

集会の趣旨をご理解の上、各組合員のみなさんの参加をよろしくお願いします。

なお、道南地域平和運動フォーラムより市内産別を中心に動員要請が行われておりますが、近隣市町のみなさんにおかれましても最大限の結集をお願いします。

記

- | | | |
|------|---|---------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2014年 7月2日(水) 18:00~19:30 |
| 2. 会 | 場 | 函館市グリーンベルト(ラーメン鳳蘭・とんき側) |
| 3. 主 | 催 | 道南地域平和運動フォーラム |
| 4. 内 | 容 | 屋外集会、デモ行動 |

こうした政府の動きに対して、道内の議会では、これまで、集団的自衛権行使容認に反対する趣旨の意見書が45市町村議会で可決されており、地方においても政府の動きに対して懸念が広まっております。渡島管内では、函館市において昨年9月に可決されたものの、今年3月、6月は否決とされ、森町では6月に全会一致で可決、八雲町では、3月に否決されたものの、6月には「慎重審議を求める」と表題を変更し可決とされました。

また今後は、自衛隊の出動要件を定めた自衛隊法や、朝鮮半島有事を想定した周辺事態法等の関連法案の整備が必要となり、秋の臨時国会以降に改正法案が順次提出される予定となっております。

昨年の特定期秘密保護法の制定を始め、こうした、自公政権の強権的な政府運営に対しては、多くの国民から反対の声が出されております。

こうした声を大きくしていくためにも、私たちは、声をそして、行動をし続けなければなりません。

いまこそ一丸となって、たたかっていきましょう！